

大島町及び八丈町

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

なお、大島町については、指定管理者制度による公の施設の管理について、効果的、効率的、経済的に行われているか、併せて監査を実施した。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 大島町及び八丈町
- (2) 監査対象局 総務局、都市整備局、環境局、福祉保健局、産業労働局及び建設局

2 都との関係

(1) 補助事業

都は、大島町及び八丈町に対し、町の実施する事務事業の推進に資することを目的に、

- ① 東京都消防施設整備費補助金
- ② 国民健康保険基盤安定都負担金

等を交付している。

平成22年度及び平成23年度の補助金、負担金（以下「補助金等」という。）の交付額は、表1及び表2のとおりである。

(表1) 補助金等交付額の内訳（大島町）

（単位：千円）

年 度	補助金等交付額		内 訳			
			補 助 金		負 担 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成22年度	51	1,267,068	43	1,083,093	8	183,975
平成23年度	53	703,837	43	516,612	10	187,225

(表2) 補助金等交付額の内訳の内訳（八丈町）

（単位：千円）

年 度	補助金等交付額		内 訳			
			補 助 金		負 担 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成22年度	44	1,047,464	37	890,315	7	157,149
平成23年度	50	1,236,933	41	1,054,261	9	182,672

(2) 公の施設の管理運営

都は、大島町に対して、平成18年4月1日から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東京都自然公園条例（平成14年条例第95号）第66条の2第2項の規定に基づき、東京都立大島公園海のふるさと村における指定施設の利用等に関する管理について、指定管理者として管理運営を行わせている。

なお、委託料については、有料施設等の利用に係る料金を管理運営業務に充当する利用料金制を採用しており、当該利用料金の収入額（見込額）を控除したうえで支出することとしている。

平成22年度及び平成23年度における公の施設の管理受託事業の主な実績は、表3のとおりである。

(表3) 公の施設の管理受託事業の実績

施設名		海のふるさと村（セントラルロッジ）外9施設	
指定期間		平成21年4月1日から平成24年3月31日まで	
目的		公の施設の管理運営	
内容	施設規模	1 セントラルロッジ（管理棟）（宿泊棟） 2 温水シャワー 3 トイレ 4 車庫及び倉庫 5 プール（更衣室）（機械室） 6 避難休憩舎 7 炊事舎（4棟） 8 発電機室及び変電室	
	主な業務内容	1 管理運営業務 ① 宿泊施設等の管理 ② 庭球場及び水泳場の受付及び接客 ③ 夜間警備 ④ 公園利用者への接遇 2 環境教育活動業務 ① 環境教育 ② 利用者サービス ③ 自然情報等の収集 3 維持管理業務 ① 施設管理 ② 園地管理	
		平成22年度	平成23年度
収入	施設利用料	6,434,600円	5,909,700円
	委託料	48,783,000円	48,783,000円
	合計	55,217,600円	54,692,700円
支出	人件費	15,933,739円	13,402,636円
	事業費	31,108,372円	36,303,628円
	合計	47,042,111円	49,706,264円

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成22年度及び平成23年度の補助金等及び公の施設の管理運営について実施した。

2 実地監査期間

(1) 総務局、都市整備局、環境局、福祉保健局、産業労働局、建設局

平成24年5月15日

(2) 大島町

平成24年6月8日

(3) 八丈町

平成24年5月23日

第4 監査の結果

1 補助金等交付対象事業の執行について

大島町及び八丈町が行っている別表の補助金等交付対象事業について、申請書、決定通知書、実績報告書等関係書類、伝票及び証ひょう等により、補助金等の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、補助金等の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

2 公の施設の管理運営について

大島町が行っている公の施設の管理運営について、伝票及び証ひょう等により、事業は適切に運営されているかについて検証した。

その結果、事業は目的に沿って適切に運営されていると認められる。

(別表) 主な補助事業等

(単位: 千円)

区分	所管局	名 称	交付額 (大島町)		交付額 (八丈町)		対象事業等の内容	
			平成 22年度	平成 23年度	平成 22年度	平成 23年度		
補助 金	総務局	東京都消防施設整備費補助金	3,045	6,000	12,807	6,000	消防自動車、備蓄倉庫整備等に対する補助 (補助率: 3分の1)	
	都市整備局	区市町村公営住宅家賃対策補助金	12,864	11,759	54,574	50,711	市町村が運営する公営住宅の家賃補助 (補助率: 2分の1)	
	環境局	地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金	94,836	53,501	0	51,615	地球温暖化対策等の取組の実施に必要な経費に対する補助 (補助率: 10分の10他)	
		東京都公立学校運動場芝生化事業補助金	52,548	9,089	25,518	26,778	公立小中学校運動場における芝生化等緑化事業に対する補助 (補助率: 2分の1)	
	福祉保健局	市町村公立病院運営等医師派遣事業補助金	12,150	12,150	13,090	13,240	市町村公立病院に派遣される医師に支給する医師派遣手当てに対する補助 (基準額: 1万円/日)	
		子供家庭支援区市町村包括補助事業	12,924	14,255	10,498	10,520	子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に対する支援補助 (補助率: 定 額)	
		障害者施策推進区市町村包括補助金	27,918	27,591	48,145	37,414	区市町村が地域の実情に応じて行う障害分野の事業を対象とする補助 (補助率: 定 額)	
		簡易水道事業等補助金(都単独事業)	318,111	34,492	13,987	99,658	市町村が行う簡易水道事業の施設整備補助 (補助率: 100分の70)	
	産業労働局	東京都島しょ農作物獣害防止緊急対策事業費補助金	29,250	29,250	15,000	15,000	農林作物に深刻な被害を及ぼす野生獣を捕獲する経費に対する補助 (補助率: 4分の3)	
		東京都土地改良事業費補助金	147,650	2,913	0	21,353	土地改良法に基づき、市町村が行う土地改良事業経費に対する補助(補助率: 4分の3以内)	
	建設局	市町村土木補助事業補助金	133,160	106,860	187,800	263,800	都の区域内の土木事業に要する経費に対する補助 (補助率: 2分の1)	
	負担 金	福祉保健局	国民健康保険基盤安定都負担金	21,589	18,917	21,165	26,694	国民健康保険の被保険者の保険料負担の緩和と、財政基盤の安定化を図る
			介護給付費都負担金	110,261	112,787	111,212	113,961	介護保険法に定める給付に係る費用を負担する
障害者自立支援給付費負担金			21,490	22,899	14,917	26,967	自立訓練の訓練等給付に要する費用を負担する	